**貸付制度を利用する際に**

・義援金・見舞金の支給や失業手当の給付など、貸付ではなく支給されるお金があります。貸付制度を利用する前に、自分が給付対象かどうか、まず周りにいる市区町村職員もしくは避難所の責任者に相談してみてください。

・貸付金を受けると必ず返済しなければいけません。貸付金の種類によって利子の有無や返済の猶予期間等が異なります。申請する際にお住まいの市区町村の担当者に確認しましょう。

貸付制度を利用することで、他の制度の申請ができなくなったりするなどの可能性もあります。申請する際にお住まいの市区町村の担当者に確認しましょう。